



第9期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2023年7月26日（水曜日）
午前10時

開催場所

東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 4階
大手町三井カンファレンスRoom 8
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

議 案 取締役4名選任の件

郵送による議決権行使期限

2023年7月25日（火曜日）午後6時まで

エッジテクノロジー株式会社

証券コード：4268

証券コード 4268
2023年7月7日
(電子提供措置の開始日2023年7月4日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田須田町一丁目32番地7
フレックス不動産神田ビル5階
エッジテクノロジー株式会社
代表取締役社長 住 本 幸 士

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第9期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.edge-tech.co.jp/ir/stock/meeting/>

また、電子提供措置事項は、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載して
おります。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（当社名）又は証券コードを入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手
数ながら上記各ウェブサイトに掲載の電子提供措置事項をご検討の上、同封の議決権行使書用紙
に賛否をご表示頂き、2023年7月25日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付くださ
いますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年7月26日（水曜日）午前10時00分（受付開始時間 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One 4 階
大手町三井カンファレンス Room 8
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第9期（2022年5月1日から2023年4月30日まで）事業報告及び計算
書類の内容報告の件
決議事項
議 案 取締役4名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

・個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

### 電子提供制度のご案内



ウェブへアクセス

会社法改正により、招集ご通知を簡素化してお届けしています。株主総会資料は、本ご通知でご案内のウェブサイト上でご確認ください。

（書面交付請求株主様へは、ウェブサイト上の株主総会資料を法令及び定款の定めにより書面にして同封しております）

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議 案 取締役4名選任の件

本株主総会の終結の時をもって取締役全員（4名）が任期満了となりますので、このたび取締役4名のご選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は以下のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名       | 現在の当社における地位、担当 |                    |
|-----------|----------|----------------|--------------------|
| 1         | 住 本 幸 士  | 再 任            | 代表取締役社長            |
| 2         | 島 田 雄 太  | 再 任            | 取締役 事業本部長          |
| 3         | 治 田 知 明  | 再 任            | 取締役 管理本部長          |
| 4         | 高 畠 和 明  | 再 任            | 社外<br>独 立<br>社外取締役 |
| 再 任       | 再任取締役候補者 | 社 外            | 社外取締役候補者           |
|           |          | 独 立            | 東京証券取引所の定めに基づく独立役員 |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                         | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | すみもと こうじ<br><b>住本 幸士</b><br>(1981年5月28日生)<br><b>再 任</b>                              | 2006年1月 個人事業主として開業<br>2008年9月 エッジシステム株式会社設立<br>代表取締役就任（現任）<br>2014年5月 当社代表取締役社長就任（現任）<br>2015年11月 エッジトレーディング株式会社<br>代表取締役就任（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 7,027,500株     |
| 2         | しまだ ゆうた<br><b>島田 雄太</b><br>(1982年1月22日生)<br><b>再 任</b>                               | 2006年3月 株式会社ジェイ・エヌ・エス入社<br>2008年12月 Saxo Bank Japan株式会社（現サクソ<br>バンク証券株式会社）入社<br>2019年1月 当社入社<br>2019年7月 当社取締役就任（現任）<br>2020年7月 当社事業本部長就任（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 300,000株       |
| 3         | はるた ともあき<br><b>治田 知明</b><br>(1977年5月13日生)<br><b>再 任</b>                              | 2006年11月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査<br>法人トーマツ）入所<br>2019年7月 当社入社<br>2019年7月 当社取締役就任（現任）<br>2020年7月 当社管理本部長就任（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 123,530株       |
| 4         | たかばたけ かずあき<br><b>高畠 和明</b><br>(1969年5月6日生)<br><b>再 任</b><br><b>社 外</b><br><b>独 立</b> | 1992年5月 Yamaichi International Europe入社<br>1995年10月 IBJ Lanston Futures入社<br>2000年4月 Patsystems Pte Ltd入社<br>2007年7月 Saxo Capital Markets Pte Ltd入社<br>2008年10月 同社 アジア地域最高経営責任者就任<br>2014年8月 Allocated Bullion Solutions<br>非常勤取締役就任<br>2014年10月 Financial Carrot Pte. Ltd. 設 立 代 表<br>取締役就任（現任）<br>2016年5月 OANDA Asia Pacific Pte Ltd 取 締 役<br>社長就任アジア最高責任者<br>2019年10月 Cult Wines (S) Pte Ltd. アジ ア 地 域<br>コマーシャルディレクター就任（現任）<br>2020年9月 TransferMate (S) Pte Ltd. 非 常 勤 取<br>締役就任（現任）<br>2020年12月 当社社外取締役就任（現任） | 一株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。なお、住本幸士氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 高畠和明氏は社外取締役候補者であります。高畠和明氏が当社の社外取締役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって2年7か月であります。
3. 当社は、取締役候補者 高畠和明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 高畠和明氏は事業会社経営における専門的な知識や深い経験を有しており、独立かつ客観的な立場から、それらの知識や経験を活かした、当社の経営上の意思決定及び業務執行に対する適切な監督、当社の経営及び財務に対する助言及び意見等が期待されることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、社外取締役候補者高畠和明氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定められる、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に定められている最低責任限度額としております。また、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。同氏の再任が承認された場合には、当社と同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、保険期間中に被保険者に対してされた損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とするなど、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。各候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなるとともに、その任期中に同内容で当該保険契約の更新を予定しております。

以上

# 事業報告

(2022年5月1日から  
2023年4月30日まで)

## 1. 株式会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当社は、「テクノロジーで世界中の人々を幸せに」を企業理念に掲げ、AIアルゴリズム（注1）により、顧客の課題を解決し、社会に貢献するAIアルゴリズム事業（具体的にはAIソリューションサービスの提供・AI教育サービスの提供・AIプロダクトの開発/販売）を展開しております。また、当社はテクノロジーの中でも、技術進歩が速く人々への貢献が今後大きく見込めるAI領域を創業時からのビジネスドメインとしており、当社がビジネスドメインとするAIビジネス市場は今後さらなる成長が見込まれている領域であります（国内AIビジネス市場2021年度：1兆1,608億5,000万円→2027年度：1兆9,787億4,000万円。富士キメラ総研2022人工知能ビジネス総調査より引用）。当社は、日本がSociety 5.0（注2）実現にあたり、長期的視点から「AIがAIを創る時代」（注3）が到来すると考えていますが、現代は「ヒトがAIを創る時代」（注4）であるとともに、「AIがAIを創る時代」への入り口と捉えてビジネス展開を行っております。また、人類規模の課題の解決、SDGs（注5）の達成に課題先進国であるわが国の貢献が問われ、内閣府はその答えとして「Society 5.0」を提示しています。このSociety 5.0実現の重要な要素が「AI」と示されており、企業だけでなく個人や社会制度、産業基盤などにおいてもAI-Ready（注6）な状態が求められており、その指針として日本経済団体連合会はAI-Ready化ガイドライン（注7）を定めています。このような国策、少子高齢化に伴うAIやロボット化ニーズの高まり、OpenAIにより発表されたChatGPTに代表される大規模言語モデル（LLM）（注8）に関する我が国における関心の高まり、データ処理スピードの向上に伴うAIアルゴリズムの精度向上などを鑑みると、今後AIアルゴリズム需要は中長期的に拡大し続けると考えており、このようなAIアルゴリズム需要の高まりを事業拡大に繋げてまいりたいと考えております。

このような環境の中、当事業年度におけるわが国経済は、景気が緩やかに持ち直してきているものの、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっており、今後の金融市場の変動等に注意が必要な状況が続いております。一方、新型コロナウイルス感染症の影響をきっかけに進んだりリモートワークの推進や各企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進は、感染症の影響が落ち着いても止まることなく、AIアルゴリズム実装に対する需要を高めていると考えております。当社においても、このような需要の高まりを取り込み、また、営業体制強化・継続的業務改善に取り組むことにより、主力サービスであるAIソリューションサービスにおいて、主に

リカーリング型顧客（注9）との取引が拡大したことを要因に、売上高は前年同期比23.2%増となりました。また、採用強化に伴う採用費、人件費の増加により、販売管理費が18.7%増加したことから、この結果として、営業利益は前年同期比16.3%増となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,663,347千円（前年同期比23.2%増）となり、営業利益244,753千円（前年同期比16.3%増）、経常利益245,868千円（前年同期比22.7%増）、当期純利益は171,451千円（前年同期比25.0%増）となりました。

なお、当社の事業セグメントはAIアルゴリズム事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

（注） 本項「(1) 事業の経過及びその成果」において使用しております用語の定義について以下に記します。

| 項番 | 用語              | 用語の定義                                                                                                                                                                                                                    |
|----|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | アルゴリズム          | コンピューター上における問題を解くための手順・解き方                                                                                                                                                                                               |
| 2  | Society 5.0     | 日本が提唱する未来社会のコンセプト。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。Society 5.0では、膨大なビッグデータを人間の能力を超えたAIが解析し、その結果がロボットなどを通して人間にフィードバックされることで、これまでにはできなかった新たな価値が産業や社会にもたらされることとなります。（内閣府HPより） |
| 3  | AIがAIを創る時代      | 米国の発明家であり、AI研究の世界的権威であるレイ・カーツワイルは、2045年にはAIの性能が人類の知能を超えるシンギュラリティ（技術的特異点）が到来すると述べています。当社ではシンギュラリティの到来により、「AIがAIを創る時代」に移行すると考えております。                                                                                       |
| 4  | ヒトがAIを創る時代      | シンギュラリティが到来する前は、AIはヒトの手によって生み出されます。当社では現在からシンギュラリティの到来までを「ヒトがAIを創る時代」と捉えて、独自のAI人材データベースを活用したサービス提供を行っています。                                                                                                               |
| 5  | SDGs            | 「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称                                                                                                                                                                            |
| 6  | AI-Ready        | AIを人間が有効かつ安全に利用できる状態であること                                                                                                                                                                                                |
| 7  | AI-Ready化ガイドライン | AIの活用、展開を迅速に行うためには、あらゆるレイヤーでのAI-Ready化が必須であることから、このAI-Ready化に向けての方針を定めたもの                                                                                                                                                |
| 8  | 大規模言語モデル（LLM）   | 非常に巨大なデータセットと、人間が自然に行うタスクをコンピュータに学習させるAIの手法のひとつであるディープラーニング技術を用いて構築された言語モデル（LLM：Large Language Modelsの略称）                                                                                                                |
| 9  | リカーリング型顧客       | 過去4四半期連続でサービスを利用した顧客を「リカーリング型顧客」と定義しております。                                                                                                                                                                               |

## (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は2,982千円であります。その内訳は全額有形固定資産2,982千円の増加であり、主に、少額のパソコンの購入によるものでございます。

また、当事業年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ① 最先端AI技術への対応

当社のビジネスドメインであるAIは、世界的に研究・開発が活発に行われている分野であり、技術革新が急速に進んでいる領域です。このようなビジネスドメインで優位性を保つには、最先端AI技術への対応が重要であり、当社では役員・従業員・技術顧問・フリーランスが協同し、最先端AI技術の調査・研究、技術力向上、自社プロダクト開発、自社サービスへの適用に取り組んでおります。

### ② AI人材の継続的確保

AI人材はIT人材の中でも1.3%（独立行政法人情報処理推進機構 IT人材白書2020 より引用）と言われる現在において、AIビジネス市場はさらに拡大しており、AI人材の継続的な不足が予想されています。このような環境の中、当社では、早期よりフリーランス向けのAI/ビッグデータ案件情報サイト「BIGDATA NAVI」等を運営することで、独自のAI人材データベースを形成し、順調に業務を拡大してまいりました。さらなる事業拡大に向けてAI人材の継続的確保に取り組み、AI人材データベースを拡大、より強固なものとする必要があると認識しております。

### ③ 業務のデジタル化

当社はデータに基づいた意思決定を実践するため、業務プロセスのデジタル化に取り組んでまいりましたが、コロナ禍を契機に始めた全社的なテレワークの導入により、その重要性は一段と高まりました。今後もサービスの品質と提供スピード並びにコストを適切に管理するため、デジタル技術を活用した業務プロセスの向上に必要な投資を行い、当社の専門であるAI技術を活用した強靱な組織作りを志向してまいります。

### ④ 情報管理体制の強化

当社が扱う多数の顧客の案件データ、人材登録データは機密情報や個人情報を含むデータとなるため、その情報管理を強化していくことが重要となります。2021年2月にはISO27001情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得し、情報管

理規程等を定め、情報管理を徹底しておりますが、今後も社内教育を継続してまいります。

⑤ 優秀な人材の確保と育成

今後の事業の拡大のために、優秀な人材の確保・育成が重要な課題であると認識しています。そのため、継続的に業界経験者を中心とした中途採用を行っています。また、入社した社員に対しては定期的に社内の研修プランに従った研修・教育を実施することにより、その育成に取り組んでいます。今後も継続的に採用を進め、社員への研修・教育制度の質を高めていくことで、優秀な人材の確保と育成を推進する方針であります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社のさらなる事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスのさらなる強化が重要な課題となります。当社は、監査役と内部監査の連携、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部管理体制の一層の強化に取り組んでいく方針であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                     | 2019年度<br>第6期 | 2020年度<br>第7期 | 2021年度<br>第8期 | 2022年度<br>第9期（当期） |
|-------------------------|---------------|---------------|---------------|-------------------|
| 売 上 高 (千円)              | 1,578,605     | 1,466,755     | 2,162,417     | 2,663,347         |
| 経 常 利 益 (千円)            | 62,805        | 35,717        | 200,365       | 245,868           |
| 当 期 純 利 益 (千円)          | 48,217        | 23,889        | 137,163       | 171,451           |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 4.82          | 2.39          | 13.57         | 16.16             |
| 総 資 産 (千円)              | 532,686       | 427,126       | 858,057       | 925,897           |
| 純 資 産 (千円)              | 98,289        | 122,178       | 431,687       | 606,333           |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)   | 9.83          | 12.22         | 40.94         | 56.76             |

- (注) 1. 当社は、2020年4月28日付で普通株式1株につき1,000,000/777株の株式分割を行っております。また、当社は、2021年11月6日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第8期の期首から適用しており、第8期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

| 事業         | 事業内容                                                |
|------------|-----------------------------------------------------|
| AIアルゴリズム事業 | ・AIソリューションサービスの提供<br>・AI教育サービスの提供<br>・AIプロダクトの開発/販売 |

## (8) 主要な営業所及び工場

|     |         |
|-----|---------|
| 本 社 | 東京都千代田区 |
|-----|---------|

## (9) 従業員の状況（2023年4月30日現在）

| 従業員数    | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|--------|-------|--------|
| 83名（2名） | 17名増   | 34.5歳 | 2.5年   |

（注） 従業員数は就業人員（契約社員を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（派遣社員、パートタイマー）は、年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を、（ ）外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先及び借入額（2023年4月30日現在）

（単位：千円）

| 借入先                 | 借入金残高  |
|---------------------|--------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 25,564 |

## (11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2023年4月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 10,682,420株

(3) 当事業年度末の株主数 6,351名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名               | 持株数（株）    | 持株比率（％） |
|---------------------|-----------|---------|
| 住 本 幸 士             | 7,027,500 | 65.78   |
| 島 田 雄 太             | 300,000   | 2.80    |
| 治 田 知 明             | 123,530   | 1.15    |
| 北 島 新 一             | 83,100    | 0.77    |
| S M B C日興証券株式会社     | 57,900    | 0.54    |
| 松井証券株式会社            | 53,600    | 0.50    |
| 廣 橋 一 晃             | 36,300    | 0.33    |
| 有限会社T U T U M I 工務店 | 35,000    | 0.32    |
| 坂 西 茂               | 34,970    | 0.32    |
| 葛 城 秀 彦             | 30,500    | 0.28    |

（注）持株比率は自己株式（37株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

|                        |               | 第 2 回新株予約権                       | 第 4 回新株予約権                       |
|------------------------|---------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 発行決議日                  |               | 2020年 4 月28日                     | 2021年 4 月26日                     |
| 新株予約権の数                |               | 100個                             | 2,094個                           |
| 保有人数                   | 取締役（社外取締役を除く） | 0 名                              | 1 名                              |
|                        | 取締役（社外取締役）    | 0 名                              | 1 名                              |
|                        | 監査役           | 1 名                              | 1 名                              |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    |               | 普通株式<br>1,000株<br>(1 個当たり10株)    | 普通株式<br>20,940株<br>(1 個当たり10株)   |
| 新株予約権の発行価格             |               | 1 個当たり 5 円                       | 無償                               |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |               | 1 個当たり210円<br>(1 株当たり21円)        | 1 個当たり350円<br>(1 株当たり35円)        |
| 新株予約権の行使期間             |               | 2020年 4 月30日から<br>2030年 4 月29日まで | 2023年 4 月27日から<br>2031年 4 月26日まで |
| 新株予約権の主な行使条件           |               | (注) 1.                           | (注) 2.                           |

(注) 1. 第2回新株予約権行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- i. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使することができない。
  - (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
  - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
  - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
  - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上、本項への該当を判断するものとする。）。
- ii. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員を任期満了により退任した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合には、この限りではない。
- iii. 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に限り行使できるものとする。
- iv. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- v. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することになるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - vi. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 第4回新株予約権行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- i. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員を任期満了により退任した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合には、この限りではない。
  - ii. 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に限り行使できるものとする。
  - iii. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

## **(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

## **(3) その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役（地位、氏名、担当、重要な兼職の状況）（2023年4月30日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当、重要な兼職の状況                                                                                                       |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 住 本 幸 士 | —                                                                                                                 |
| 取 締 役     | 島 田 雄 太 | 事業本部長                                                                                                             |
| 取 締 役     | 治 田 知 明 | 管理本部長                                                                                                             |
| 取 締 役     | 高 畠 和 明 | Financial Carrot Pte. Ltd. 代表取締役<br>TransferMate (S) Pte Ltd. 非常勤取締役<br>Cult Wines (S) Pte Ltd. アジア地域コマーシャルディレクター |
| 常 勤 監 査 役 | 塚 原 謙 二 | ベジフル株式会社 社外監査役                                                                                                    |
| 監 査 役     | 串 田 隆 徳 | 株式会社リプロセル 社外監査役<br>株式会社フォーデジット 社外取締役<br>株式会社ixp（現 コタエル・ホールディングス株式会社）社外取締役<br>学校法人神山学園 神山まると高等専門学校 監事              |
| 監 査 役     | 清 水 幸 明 | 宇都宮・清水・陽来法律事務所 パートナー<br>サンケイリアルエステート投資法人 監督役員<br>株式会社ROBOT PAYMENT 社外取締役                                          |

- (注) 1. 取締役 高畠和明氏は社外取締役であります。
2. 監査役 塚原謙二氏、串田隆徳氏及び清水幸明氏は社外監査役であります。
3. 当社の社外取締役は1名であります。高畠和明氏は事業会社経営における専門的な知識や深い経験を有しており、独立かつ客観的な立場から、それらの知識や経験を活かした、当社の経営上の意思決定及び業務執行に対する適切な監督、当社の経営及び財務に対する助言及び意見等が期待されることから、社外取締役として適任であると判断しております。
4. 当社の社外監査役は3名であります。当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの確立を目的として、社外監査役については、専門家としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、独立かつ客観的な立場から、取締役の職務執行に対する実効性のある監査を期待しております。
5. 社外監査役塚原謙二氏は、企業経営の管理における豊富な経験と幅広い見識があり、経営監視機能の客観性及び中立性を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。
6. 社外監査役串田隆徳氏は、監査法人での監査経験及びコンサルティング会社での経験があり、また、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。
7. 社外監査役清水幸明氏は、弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通しており、専門的な法的知見を活かした実効性のある監査が期待されるため、社外監査役として適任であると判断しております。
8. 社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
9. 当社は、取締役高畠和明氏、監査役塚原謙二氏、串田隆徳氏及び清水幸明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## **(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役高畠和明氏並びに社外監査役塚原謙二氏、串田隆徳氏及び清水幸明氏との間で、同法第423条第1項に定められる、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に定められている最低責任限度額としております。また、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## **(3) 取締役及び監査役の責任の一部免除**

当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定められる、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。なお、免除することができる限度額は、同法第425条第1項に定められている最低責任限度額を控除して得られる額です。また、当該免除が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## **(4) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、保険期間中に被保険者に対してされた損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とするなど、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## **(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額**

### **① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項**

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的な業績及び企業価値の向上等に資するよう配慮した報酬体系とし、取締役の個人別の報酬は固定報酬のみとする。また、現在、当社取締役の報酬は月例の固定報酬のみであるが、今後、事業拡大・成長フェーズを鑑み、優秀な人材の維持・確保に向け、業績連動報酬の導入等を含めて柔軟に検討を行い、必要がある場合には取締役会決議によって改定する。

### 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は月例の金銭報酬とし、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、各役員的能力、実績、市場水準、当社における状況を総合的に加味して決定する。

### 3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

個人別の報酬額については、代表取締役が検討、議案を提示の上、取締役会決議により決定する。

## ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2021年10月27日の株主総会において、取締役の報酬等の額を年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬等の額を年額30百万円以内として決議頂いております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名でございます。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分        | 支給人員 | 報酬等の種類別の額  |         |        |            |
|-----------|------|------------|---------|--------|------------|
|           |      | 基本報酬       | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | 合計         |
| 取締役       | 4名   | 24,600千円   | －千円     | －千円    | 24,600千円   |
| (うち社外取締役) | (1名) | (3,600千円)  | (－千円)   | (－千円)  | (3,600千円)  |
| 監査役       | 3名   | 14,010千円   | －千円     | －千円    | 14,010千円   |
| (うち社外監査役) | (3名) | (14,010千円) | (－千円)   | (－千円)  | (14,010千円) |
| 合計        | 7名   | 38,610千円   | －千円     | －千円    | 38,610千円   |
|           | (4名) | (17,610千円) | (－千円)   | (－千円)  | (17,610千円) |

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役 高 畠 和明氏は、Financial Carrot Pte. Ltd.代表取締役、TransferMate (S) Pte Ltd. 非常勤取締役、Cult Wines (S) Pte Ltd. アジア地域コマーシャルディレクターであります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役 塚原 謙二氏は、ベジフル株式会社社外監査役であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役 串田 隆徳氏は、株式会社リプロセル社外監査役、株式会社フォーデジット社外取締役、株式会社ixp（現 コタエル・ホールディングス株式会社）社外取締役、学校法人神山学園 神山まるとと高等専門学校 監事であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役 清水 幸明氏は、宇都宮・清水・陽来法律事務所パートナー、サンケイリアルエステート投資法人監督役員、株式会社ROBOT PAYMENT社外取締役であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

#### (ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

| 区 分       | 氏 名     | 主な活動状況                                                                          |
|-----------|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 高 畠 和 明 | 当事業年度開催の取締役会には17回中17回出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。                   |
| 社 外 監 査 役 | 塚 原 謙 二 | 当事業年度開催の取締役会には17回中17回、監査役会には13回中13回出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。     |
| 社 外 監 査 役 | 串 田 隆 徳 | 当事業年度開催の取締役会には17回中17回、監査役会には13回中13回出席し、議案審議等につき、公認会計士としての専門的な見地から必要な発言を行っております。 |
| 社 外 監 査 役 | 清 水 幸 明 | 当事業年度開催の取締役会には17回中17回、監査役会には13回中13回出席し、弁護士としての専門的な見地から必要な発言を行っております。            |

(イ) 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役高畠和明氏は、当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担い、透明性及び客観性の向上に適切な役割を果たしております。また、議案審議において、経営に関する豊富な経験と幅広い知識を活かして発言を行い、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                     | 支払額   |
|---------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 25百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人と確認した第9期の監査計画を踏まえた監査見積もり時間に基づいたものであり、報酬単価も合理的であることから、報酬額は妥当と判断したためです。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は業務の適正を確保するため、取締役会で決議した「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムの整備・運用を行っております。内部統制システムに関する基本方針は、以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
  - (b) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
  - (c) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
  - (d) 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) 当社は、代表取締役社長をリスク管理の総責任者とし、管理本部長を総括委員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置する。リスク管理・コンプライアンス委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
  - (b) リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催する他、必要に応じて臨時開催する。
  - (b) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 代表取締役社長は、自らが最高倫理責任者となり、管理本部長をコンプライアンス管理について責任を負うコンプライアンス担当役員として任命し、リスク管理・コンプ

ライアンス委員会を設置する。リスク管理・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。

- (b) 万が一、コンプライアンスに関する重大な事態が発生した場合は、リスク管理・コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
  - (c) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「コンプライアンス行動規範」を定める。
  - (d) 当社は、コンプライアンスの違反やそのおそれがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（人事総務担当・内部監査担当・社外監査役）に匿名で相談・申告できる「相談窓口」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
  - (b) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 監査役は、取締役会以外にも幹部会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
  - (b) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
  - (c) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに、監査役に報告する。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、監査役の職務の遂行に支障のないよう速やかにこれに応じるものとする。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
  - (b) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、当社が定める財務報告に係る内部統制評価基本計画書に基づき、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は下記のとおりであります。

- ① 原則として月に1回以上開催する取締役会及び監査役会において、取締役の職務の執行状況を監督しております。
- ② 監査役は、取締役会及び監査役会への出席のほか、定期的に取り締役、会計監査人、内部監査担当等と協議の場を設け、情報収集・情報交換を行っており、特に常勤監査役は取締役・監査役協議会、役員報告会、リスク管理・コンプライアンス委員会等の社内重要会議又は委員会に出席して随時重要事項の報告を受けております。
- ③ 原則として四半期に1回以上開催するリスク管理・コンプライアンス委員会において、取締役及び使用人の職務の執行状況、リスク管理・法令順守状況を確認しております。
- ④ 内部監査担当は、年間監査計画に基づき、内部監査を実施し、監査結果は代表取締役へ報告しております。また、定期的な会計監査人・監査役との協議、リスク管理・コンプライアンス委員会への参加を通じて内部監査に必要な情報収集・情報交換を行っております。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 10. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 11. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めています。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続して実施していくことを基本方針としています。また、剰余金の配当を行う場合、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。しかしながら、現時点では事業の成長段階にあることから財務体質の強化及び事業拡大のための内部留保の充実を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元に繋がると考えています。このことから、創業以来配当を実施しておらず、内部留保資金につきましては、当面の間、財務体質の強化及び事業拡大のための財源として利用していく予定です。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

2023年4月30日現在

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                | 負 債 の 部              |                |
|------------------------|----------------|----------------------|----------------|
| 科 目                    | 金 額            | 科 目                  | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>912,658</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>301,747</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 646,908        | 買 掛 金                | 157,601        |
| 売 掛 金                  | 256,113        | 1年内返済予定の長期借入金        | 7,748          |
| 貯 蔵 品                  | 86             | 未 払 金                | 28,822         |
| 前 払 費 用                | 10,161         | 未 払 費 用              | 39,147         |
| そ の 他                  | 924            | 未 払 法 人 税 等          | 32,228         |
| 貸 倒 引 当 金              | △1,536         | 前 受 金                | 4,602          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>13,239</b>  | 預 り 金                | 13,593         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>2,691</b>   | そ の 他                | 18,004         |
| 建 物                    | 164            | <b>固 定 負 債</b>       | <b>17,816</b>  |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △164           | 長 期 借 入 金            | 17,816         |
| 建 物 (純 額)              | 0              | <b>負 債 合 計</b>       | <b>319,563</b> |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 7,745          | <b>純 資 産 の 部</b>     |                |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △5,054         | <b>株 主 資 本</b>       | <b>606,329</b> |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 (純 額)  | 2,691          | 資 本 金                | 96,973         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>10,547</b>  | 資 本 剰 余 金            | 89,203         |
| 出 資 金                  | 10             | 資 本 準 備 金            | 89,203         |
| 長 期 前 払 費 用            | 646            | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>420,192</b> |
| 繰 延 税 金 資 産            | 8,909          | そ の 他 利 益 剰 余 金      | 420,192        |
| そ の 他                  | 981            | 繰 越 利 益 剰 余 金        | 420,192        |
|                        |                | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△40</b>     |
|                        |                | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>4</b>       |
|                        |                | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>606,333</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>925,897</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>925,897</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2022年 5 月 1 日から  
2023年 4 月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額    |           |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 2,663,347 |
| 売 上 原 価               |        | 1,823,978 |
| 売 上 総 利 益             |        | 839,368   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 594,614   |
| 営 業 利 益               |        | 244,753   |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 67     |           |
| 受 取 配 当 金             | 0      |           |
| 還 付 消 費 税 等           | 2,009  |           |
| そ の 他                 | 0      | 2,076     |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 710    |           |
| 支 払 保 証 料             | 220    |           |
| そ の 他                 | 30     | 961       |
| 経 常 利 益               |        | 245,868   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 245,868   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 72,021 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 2,395  | 74,417    |
| 当 期 純 利 益             |        | 171,451   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年 5 月 1 日から  
2023年 4 月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本   |        |             |                     |             |
|-------------------------|--------|--------|-------------|---------------------|-------------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金  |             | 利益剰余金               |             |
|                         |        | 資本準備金  | 資本剰余金<br>合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
| 当期首残高                   | 95,354 | 87,584 | 87,584      | 248,741             | 248,741     |
| 当期変動額                   |        |        |             |                     |             |
| 新株の発行                   | 1,619  | 1,619  | 1,619       |                     |             |
| 当期純利益                   |        |        |             | 171,451             | 171,451     |
| 自己株式の取得                 |        |        |             |                     |             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |        |             |                     |             |
| 当期変動額合計                 | 1,619  | 1,619  | 1,619       | 171,451             | 171,451     |
| 当期末残高                   | 96,973 | 89,203 | 89,203      | 420,192             | 420,192     |

|                         | 株主資本 |         | 新株予約権 | 純資産合計   |
|-------------------------|------|---------|-------|---------|
|                         | 自己株式 | 株主資本合計  |       |         |
| 当期首残高                   | —    | 431,679 | 8     | 431,687 |
| 当期変動額                   |      |         |       |         |
| 新株の発行                   |      | 3,239   |       | 3,239   |
| 当期純利益                   |      | 171,451 |       | 171,451 |
| 自己株式の取得                 | △40  | △40     |       | △40     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |      |         | △3    | △3      |
| 当期変動額合計                 | △40  | 174,649 | △3    | 174,646 |
| 当期末残高                   | △40  | 606,329 | 4     | 606,333 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年

工具、器具及び備品 4年

工具、器具及び備品のうち、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、一括償却資産として3年間で均等償却しております。

##### ② 長期前払費用

均等償却によっております。

#### (2) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (3) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社は、AIアルゴリズム事業を営んでおり、AIソリューションサービス、AI教育サービス、AIプロダクトサービスを提供しております。

### AIソリューションサービス

主に、AIアルゴリズムを顧客の業務・システムに実装するソリューションサービスを提供しており、準委任契約に基づくサービスの提供が履行義務となります。当該履行義務は、契約期間に渡ってサービスを提供することで充足し、提供したサービスの時間に応じた収益を計上しております。なお、対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しています。

### AI教育サービス

主に、AI技術専門の教育講座を個人・法人向けに展開するサービスを提供しております。契約に基づく講座の提供が履行義務であり、講義の実施に応じた収益を計上しております。なお、対価については、主に履行義務の充足前に前受けする形としています。

### AIプロダクトサービス

AIアルゴリズムを実装したプロダクトを販売するサービスを提供しており、当該サービスの提供が履行義務となります。契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り均等に収益を認識しております。なお、対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しています。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (繰延税金資産の回収可能性)

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

- ① 繰延税金資産  
8,909千円

#### (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する際に、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第16項から第32項に従って、要件に基づき企業を分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。

- ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社は、過去（3年）及び当期のすべての事業年度において、将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が生じており、かつ、当事業年度末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないことから、繰延税金資産を全額回収可能と見積もっております。前述の判断を行うにあたって、「当事業年度末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない」という仮定を置いており、当該仮定が主要な仮定に該当します。当該仮定を設定するにあたっては、市場環境の変化の有無等を考慮しております。

- ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該仮定に変化が生じた場合には、前述の会社分類に影響を及ぼすことを通じて、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、その結果、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産を取り崩し、法人税等調整額が発生する可能性があります。

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び数

|      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 10,682,420株 |
|------|-------------|

#### (2) 当事業年度末の自己株式の種類及び数

|      |     |
|------|-----|
| 普通株式 | 37株 |
|------|-----|

#### (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 105,410株 |
|------|----------|

#### 4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |         |
|-----------|---------|
| 資産除去債務    | 691千円   |
| ソフトウェア    | 1,226千円 |
| 未払賞与      | 464千円   |
| 未払事業税等    | 3,765千円 |
| 支払報酬      | 2,161千円 |
| 前受金       | 510千円   |
| その他       | 88千円    |
| 繰延税金資産小計  | 8,909千円 |
| 評価性引当額    | －千円     |
| 繰延税金資産合計  | 8,909千円 |
| 繰延税金負債    |         |
| 繰延税金負債合計  | －千円     |
| 繰延税金資産の純額 | 8,909千円 |

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、主に事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（銀行借入等）を調達しております。資金運用は安全性の高い金融資産で行っております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。買掛金、未払金等の営業債務は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で4年後であります。

### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### (ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当事業年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

#### (イ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により、流動性リスクを管理しております。

### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|       | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-------|------------------|------------|------------|
| 長期借入金 | 25,564           | 25,564     | 0          |
| 負債計   | 25,564           | 25,564     | 0          |

(注1)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」及び「預り金」は、現金、又は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 7,748        | 7,152               | 7,152               | 3,512               | —                   | —           |
| 合計    | 7,748        | 7,152               | 7,152               | 3,512               | —                   | —           |

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分    | 時価（千円） |        |      |        |
|-------|--------|--------|------|--------|
|       | レベル1   | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 長期借入金 | －      | 25,564 | －    | 25,564 |
| 負債計   | －      | 25,564 | －    | 25,564 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 7. 1 株当たり情報に関する注記

|             |     |     |
|-------------|-----|-----|
| 1 株当たり純資産額  | 56円 | 76銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 16円 | 16銭 |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | AIアルゴリズム事業 |
|---------------|------------|
| AIソリューションサービス | 2,474,158  |
| AI教育サービス      | 107,277    |
| AIプロダクトサービス   | 81,910     |
| 顧客との契約から生じる収益 | 2,663,347  |
| 外部顧客への売上高     | 2,663,347  |

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当事業年度   |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 247,781 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 256,113 |
| 契約負債（期首残高）          | 6,222   |
| 契約負債（期末残高）          | 4,602   |

契約負債は、主にAI教育サービスにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、6,222千円であります。

また、当事業年度において、契約負債が1,619千円減少した主な理由は、AI教育サービスにかかる顧客からの前受金が減少したことによるものであります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

## 10. その他の注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月14日

エッジテクノロジー株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅井 則彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大山 顕司  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エッジテクノロジー株式会社の2022年5月1日から2023年4月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年5月1日から2023年4月30日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、及び業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。  
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月19日

エッジテクノロジー株式会社

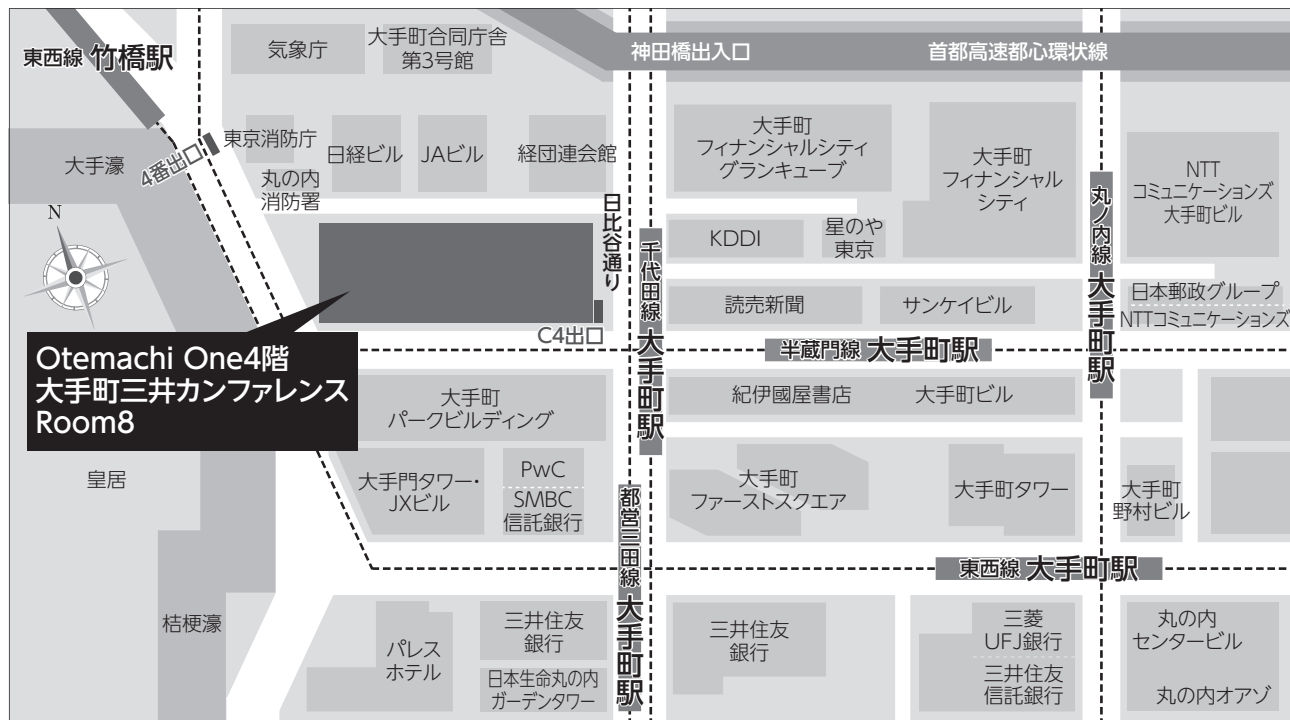
常勤監査役 塚 原 謙 二 ㊞

監査役 串 田 隆 徳 ㊞

監査役 清 水 幸 明 ㊞

以上

# 株主総会会場ご案内図



会場

**Otemachi One 4階 大手町三井カンファレンス Room 8**

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

## 交通機関のご案内

大手町駅

東京メトロ

● 千代田線

● 丸ノ内線

● 半蔵門線

● 東西線

都営地下鉄

● 三田線

竹橋駅

東京メトロ

● 東西線

C 4 出口直結

4 番出口より徒歩約 5 分

(お願い) ●会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。